11
Nov.

国家試験対策ニューズレター

— 受験応援号 —

発行：日本福祉大学 社会福祉学部

育ててきた力を、確かな実りへとつなげる

目 次 CONTENTS

■ 激励メッセージ 1
■合格に向けて取り組むべき 5 項目 2
■先輩たちの合格体験記 3
■ 国家試験ワンポイントアドバイス……4
受験勉強に活用できるスペースの紹介……10

（編集担当：添田　正揮）

激励メッセージ

添田　正揮

2 月の社会福祉士国家試験まで、あと約 3 か月となりました。9 月号では「秋に咲いた花は実になる」という言葉を皆さんに贈りました。あれから 2 か月。皆さんは、どのような時間を過ごしてきたでしょうか。勉強が順調に進んでいる人もいれば、思うように成果が出ず、焦りや不安を感じている人もいるかもしれません。模擬試験の結果を見て、自信がついた人もいれば、落ち込んだ人もいるでしょう。でも、忘れないでください。

今の点数が、皆さんの限界を示しているわけではありません。

模擬試験は、今の自分の力を確かめ、これからの学習課題を見つける機会です。大切なのは、点数だけで自分を評価しないこと。間違えた問題は、知識が足りなかったのか、問題文を読み違えたのか、似た制度や用語を混同していたのか。その理由を確かめてみてください。そうすることで、漠然とした不安が具体的な学習課題へと変わっていきます。今後は、新しい知識を増やすだけでなく、これまで学んだことを整理し、つなげていく時期でもあります。すべてを完璧にする必要はありません。苦手な分野を一つずつ減らし、理解を深めていきましょう。

そして、もう一つ大切にしてほしいことがあります。

皆さんは、何のために社会福祉士を目指してきたのでしょうか。

国家試験の勉強を続けていると、どうしても点数や合格することばかりが気になってしまいます。でも、皆さんが学んでいる知識は、試験が終われば必要なくなるものではありません。これから出会う人々の暮らしを理解し、その人らしい生活や権利を支えていくための、大切な土台となるものです。

秋に咲いた花を、確かな実りへ。

まだ十分な手応えを感じられなくても大丈夫。人と比べる必要もありません。これまで積み重ねてきたことを大切にしながら、今日の一問、明日の一問に向き合ってください。

国家試験まで、あと約３か月。これまでの積み重ねを信じて、今日の一問を、明日の力に。

秋に咲いた花が実を結ぶ、その日まで。応援しています。



合格に向けて取り組むべき５項目

湯原　悦子

皆さん達の受験勉強も、いよいよラストスパートに差しかかってきましたね。時間が経つにつれ、焦る気持ちが大きくなるかもしれません。そのなかで、必ず取り組んでいただきたい５項目があります。

その１　１日８時間～１０時間の受験対策学習に毎日継続して取り組むこと

勉強はすればするだけわからないことや、まだ行っていない点が目につきます。ですが、1日に 8 時間～10 時間勉強を行えば、「ここまでやった！」という自信もつくことでしょう。それも数日だけでなく毎日継続することが大切です。「これ以上、勉強した時期はない」と言えるように頑張りましょう。

その２　アルバイトは極力控え、受験対策学習中心の生活にすること

勉強に集中するためには、それ以外にエネルギーを奪われず、集中できる環境の確保が必要です。特に 4 年生はアルバイト先で頼りにされ、抜けられない状況かもしれません。しかし、どこかの時点ですっぱりと断ち、勉強するだけの環境をつくること、それが合格するうえで極めて大事です。

その３　苦手科目を克服し得点アップをはかること

「重要事項の再暗記」→「苦手科目中心に過去問を解く」→「解説の確認と内容の理解・暗記」→「重要事項の再暗記」のサイクルで、得点力アップをはかりましょう。社会福祉士試験は 6 科目群のなかで、1 つでも 0 点科目群があれば不合格になってしまいます。全体の 3 分の 2 以上の得点を確実に取ることを目指しましょう。

その４　反復学習をすること

一旦記憶した重要事項も、時間が経つと忘れてしまうのが人間の脳の特性です。電車での移動中や授業の合間など、スキマ時間を有効利用して、「赤マル福祉」で反復学習をしてください。また、忘れやすいキーワードなどをまとめて、家の扉やトイレの壁など何度も目につく場所に貼ることもお勧めです。

その５　仲間と励まし合い一緒に取り組むこと

一人で学習に取り組んでいるとスマホやテレビなどに気が散って集中できない人は、頑張って学習している仲間と励まし合い、一緒に取り組むと効果的です。自宅で集中できない場合には、大学の図書館、12 号館自習室、ゼミ室などを活用して取り組んでください。定期的に友人と勉強の進捗状況について共有することもお勧めします。

これからの数か月は、自分自身との闘いです。自分の限界まで、学んで学んで学びつくしましょう。それにより、自分自身で将来の扉を開けることができるのです。

山が高ければ高いほど、登った時には美しい景色が見られます。全力を尽くした後には、何ものにもかえがたい達成感が待っています。

私たち教職員一同、いつも皆さんを応援しています！！



先輩たちの合格体験記

森元　永愛さん　2025 年度卒業(川島ゼミ)

社会福祉士国家試験を受験する皆さん、こんにちは。

昨年度、社会福祉学部 社会福祉学科 人間福祉専修を卒業した森元と申します。

私は皆さんにアドバイスできる立場ではないですが、1 つの勉強方法として参考になればと思い、私の試験前に取り組んでいた勉強についてお話しします。

私は、まず語句や法律などが整理された参考書で勉強し、その後はひたすら過去問や模擬問題に取り組みました。問題は単元ごとに解き、答え合わせをするときには正解を覚えるだけではなく問題文のどこが違うのか確認するようにしていました。分からない語句や法律はそのままにせず、一つずつ調べたり、友人に聞いたりしていました。

過去問は国試当日までに 3 回は解きました。回数を重ねると答えを覚えてしまいますが、問題文を読み解き、どこが間違っているのかを自分で考える力がつきました。聞かれ方が変わっても対応できることが増えたので、答えを暗記するのではなく、問題文がなぜ違うのか考えることが大切だと思います。また、私は友人と一緒に勉強することも多かったです。分からないところを教えてもらったり、みんなで苦手な範囲を整理したりしました。勉強していると周りの模試の点数が気になることもあると思いますが、私は周りと比べて焦らないようにすることを大切にしていました。国試当日にみんなで合格するために、点数を競うのではなくお互いに分からないところを教え合っていました。

試験が近づくと不安になると思いますが、周りと比べるのではなく、昨日の自分より何ができるようになったかを大切にしてください。過去問や模擬問題に取り組みながら、分からないことを一つずつ減らしていけば大丈夫です。たくさん寝たりおいしいご飯を食べたり、たまには遊びに出かけたりと少しの気分転換を大切にしながら自分のペースで頑張ってください！



国家試験ワンポイントアドバイス

― 各科目の頻出ポイントを担当の先生が解説します ―

「障害者福祉」　木全　和巳

基本的な知識と理解を

「障害」に関するサービスの種類や利用方法などの仕組みはほんとうに複雑です。当事者にとってもわかりづらく、「わざと使わせたくないのでは？」と、勘ぐりたくもなります。裁判になっている６５才以上になった時の介護保険移行問題などは、試験問題には出ないでしょうね。旧優生保護裁判の最高裁判決も同様ですし、関連する救済法についても出題されるとは思えません。なぜ基幹相談支援センターの委託には消費税が課せられるかについてもです。当事者の権利を擁護するソーシャルワーカーとしては、こうした課題を解決し、しくみをより良いものにしていくためにも、「はて？」「なぜ？」「どうして？」とクリティカル（創造的/批判的）に学ぶことが必要です。誰のための何のための「資格」なのかをいつも問い続けたいですね。わたしたちは、ソーシャルワーカーなのですから。

と言っても、まずは、事例問題をはじめ 60%程度の得点を確保しようと思うと、障害者総合支援法の基本的な知識と理解は欠かせません。まずは、複雑な障害児者福祉のサービスの種類と内容を理解することからはじめましょう。一昨年は、「問題 58「障害者総合支援法」における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の役割に関する次の記述のうち，最も適切なものを 1 つ選びなさい。」のように、7 問中 6 問が「総合支援法」を理解していないと解けない問題でした。昨年は、「問題 53　「障害者総合支援法」における基幹相談支援センターに関する次の記述のうち，最も適切なものを 1 つ選びなさい」の一問のみでした。

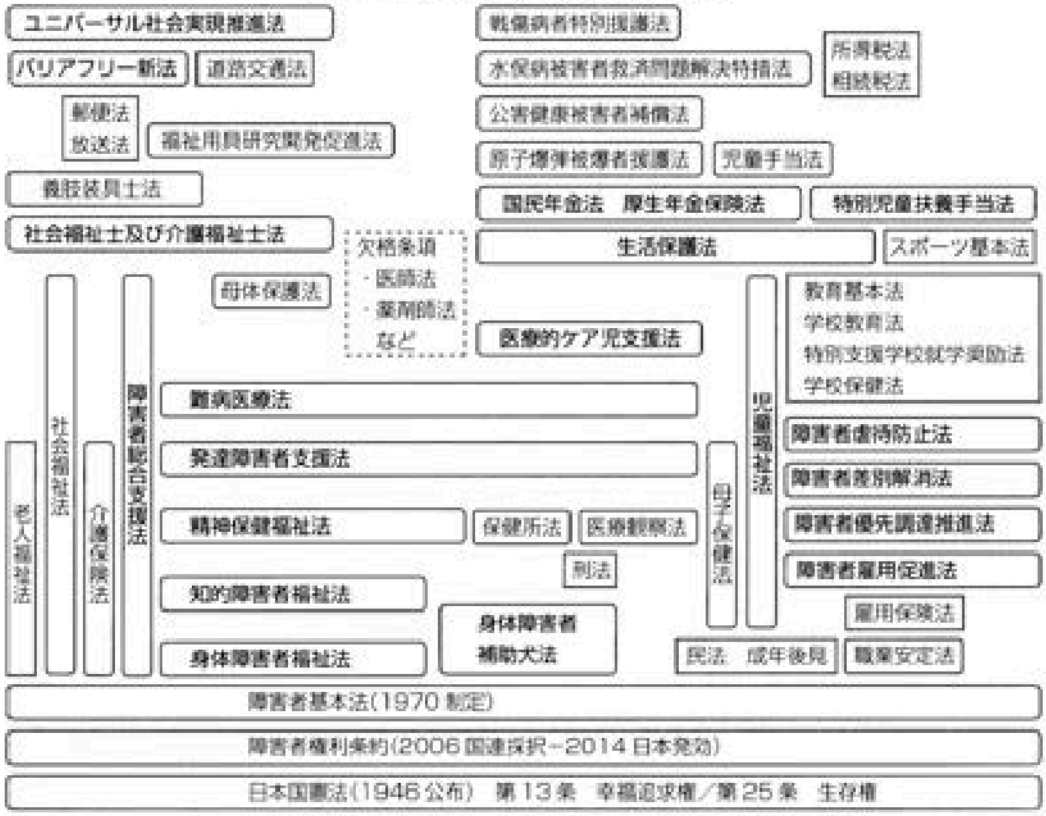
今年の特徴は、医療的ケア児支援法（問題 54）、「障害者虐待防止法」（問題 55）、「障害者雇用促進法」（問題 53）、「精神保健福祉法」（問題 53）、「バリアフリー法」（問題 56）、障害者情報アクセシビリティ コミュニケーション施策推進法（問題 56）など、関係法の内容を問うています。障害者総合支援法のみならず、個別法や関係する関係法の知識まで問われています。表を貼り付けておきました。特に太字の法は重要です。法の概要を確認しておきましょう。ネットで検索して法の概要についての知識を得ておきましょう。

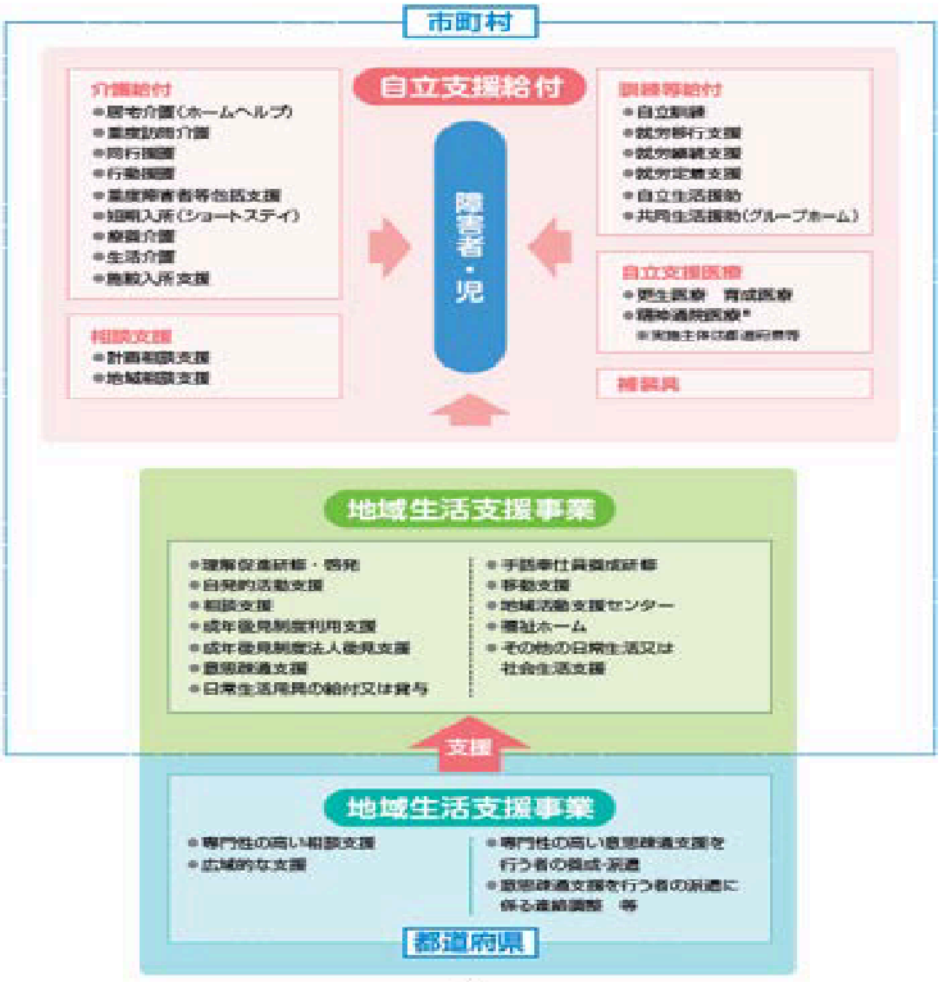
それでも、まずは、総合支援法からはじめましょう。全国社会福祉協議会の HP にある『障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット』（https://www.shakyo.or.jp/download/shougai_pamph/date.pdf）をダウンロードします。このパンフレットが理解できれば、基本的な知識の確認は大丈夫です。このパンフレットを使いながら、過去問を解きつつ、関連する知識を増やしながら確認していきましょう。

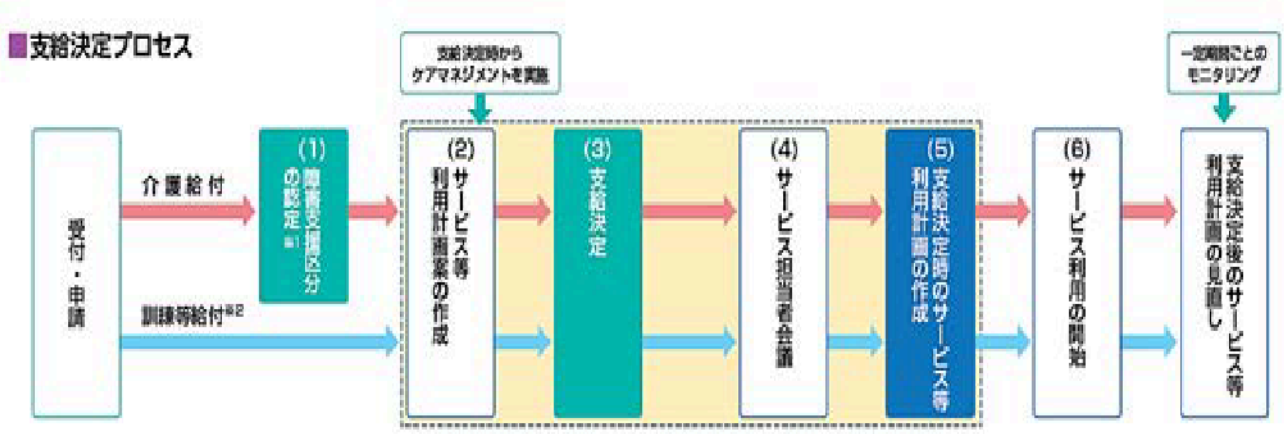
問題 52 は、基本的な人名の確認です。教科書に出てくる人名です。どのような自分かの確認は必要ですね。問題 53 は、制度の歴史の知識を問う問題でした。

次の試験では、制度の変更があった「就労選択支援事業」や審議会で議論されている「雇用ビジネス」や改定作業が行われている「障害福祉計画「障害児福祉計画」などが出される可能性があります。

図 4-1-1　障害者福祉に関係する主な法律







「介護給付」には、「行動援護」「生活介護」「施設入所支援」などなど、「訓練等給付」には「自立訓練」「就労継続支援」などがあることがわかりますね。まずは、こうしたサービス事業が何であるのか？　ネットなどの映像も観ながら、当事者の特徴をサービスの内容をつかみましょう。　次に、こうしたサービスを当事者が利用するための「支給決定プロセス」について理解しましょう。最後に、こうした当事者を支える相談支援専門員やサービス管理責任者などのソーシャルワーカーの仕事の内容も理解しましょう。まずは、ここからです。健闘を祈ります。

「社会保障」　小林　勇人

◆本科目について

「社会保障」は社会保障制度の仕組みについて学ぶ科目です。社会保障は、社会保険・社会福祉・公的扶助に加えて公衆衛生まで含む広い概念ですが、試験科目の「社会保障」は社会保険を中心に出題されます。制度が複雑で変化も大きいうえに、重要性が働き始めてから（あるいは困窮状態に陥らないと）実感しにくいこともあり、苦手意識をもつ学生も多いと思います。しかし、この科目が苦手なのは全国の受験生も同じです。制度の基本的な知識と構造を理解して、正答率アップに繋げてください。

◆出題傾向

「社会保障」の設問は、大きく分けて、（１）社会保障に関する知識（主として暗記事項）を問うものと、（２）社会保障の総論的な内容や制度の理解を問うものから、出題されます。

（１）社会保障の知識

①人口動態や少子高齢化：

合計特殊出生率などに加えて、労働力人口など雇用情勢に関するデータも出題されます。過去問などで基本的な数値の動向を頭に入れておきましょう。

②社会保障の財政：

社会保障給付費や社会支出など、社会保障にどれくらいお金を支出しているかに関するデータが出題されます。総額はもちろん、財源別の構成割合や対 GDP 比の国際比較などがよく出題されます。

③社会保障の歴史：

「現代社会と福祉」など他の科目での歴史の勉強を生かせるはずです。特に本科目の場合は、日本の社会保険制度の歴史を中心に、戦前までにどのような制度が整備されてきたか、戦後どのように発展してきたかについて押さえておくことが重要です。

（２）社会保障の総論と制度

社会保険制度の仕組みについて出題されます。まずは、医療保険・年金保険・雇用保険・労災保険・介護保険という 5 つの社会保険制度が、それぞれ誰を保険者・被保険者とし、保険料はどのくらいで、どんな保険給付や要件があるのか、比較しながら概観しておくと良いと思います。なかでも年金と医療保険は必ず出題されてきましたが、最近は雇用保険と労災保険についても頻繁に出題されるので見落とせません。一方、介護保険については、他科目で出題されるためか出題頻度はわりと低いようです。

◆おわりに

近年は（２）社会保障の総論と制度が多く出題される傾向にありますが、これは単に暗記するだけでは対応できません。社会保障の制度の構造をいわば＜公式＞として理解し、そこにそれぞれの社会保険を当てはめるとともに、事例問題で問われる実践にも応用できるようにしておきましょう。いったん＜公式＞をマスターしてしまえば、正答率をアップできるはずです。頑張ってください。

「貧困に対する支援」　小林　勇人

◆本科目について

「貧困に対する支援」は、生活保護制度を中心に貧困対策や低所得者支援の仕組みについて学ぶ科目です。旧カリ課程の第 36 回までは、ほとんどが生活保護制度から出題されていました。新カリ課程では、生活保護制度と並んで、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度なども、同等の比重を占めるほどになってきています。生活保護制度を中心にこれらの制度も押さえておく必要があります。

◆出題傾向

（１）生活保護の 4 原理 4 原則

生活保護の基本原理（国家責任、無差別平等、最低生活保障、保護の補足性）と実施上の原則（申請保護、基準及び程度、必要即応、世帯単位）は、必ずといっていいほど出題されます。生活保護法の条文も確認しながら、暗記しておくとよいでしょう。

（２）福祉事務所の設置や職員配置

生活保護の申請窓口である福祉事務所に配置される職員（所長、査察指導員、現業員、事務員）や、そのうち社会福祉主事の任用資格が必要な職種などを押さえておきましょう。

（３）生活困窮者自立支援

過去問を通して、制度の目的や関連する専門職の働きを整理しておくとよいでしょう。また2024 年度の生活困窮者自立支援法等の改正を受けて、居住支援も出題されているので、押さえておきましょう。

（４）事例問題

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の基本的知識と、ソーシャルワーカーとしての実践姿勢が問われます。問題の難易度は高くないので、他のソーシャルワーク科目で学んだことも踏まえながら、多職種・他機関連携や協議体などについて、支援の場面で求められる知識や留意事項の具体的イメージを掴んでおきましょう。

◆おわりに

ソーシャルワークの「常識」で解ける事例問題が増えるとともに、生活保護等の制度を問う一般問題も難易度は高くありません。本科目は、今後もこの傾向が続くのであれば、生活保護以外の制度についても油断することなく基本的な内容を学習することで、得点源にできるはずです。頑張ってください。

「社会福祉の原理と政策」　伊藤　文人

社会福祉の原理と政策で出題される「社会福祉／福祉国家の歴史と特質」に関するデータを一覧表にしました。この「構図」を理解した上で、「何が問われているのか？」を把握するように学習をしていけば、おおよその問題に対応できると思われます。

（次ページ参照）

2026『社会福祉の原理と政策』＆ 福祉国家パラダイム 総合要約マトリックス　　伊藤文人

【出題２大軸の統合】 原理（歴史・理念・構造）と政策（政府施策・制度展開）を連結し、救貧法から福祉国家黄金期、ネオリベラリズムへのパラダイム転換と英・米・日の発展史を１頁で俯瞰。

1. 福祉パラダイムと供給主体の構造比較（5 つの比較軸）

比較軸／時代	①近代（救貧・慈善時代）	②福祉国家黄金期（1940s-70s）	③現代（ネオリベラリズム・市場化）
核心的な理念	・劣悪処遇の原則／恩恵的救済 ・受給者への恥辱化（Stigma） ・道徳的選別と個人責任論	・社会権（市民権）の確立 ・ナショナルミニマムの保障 ・普遍主義的福祉理念	・自己責任論／効率性重視 ・選択の自由と市場原理導入 ・ワークフェア（就労支援強制）
国家の役割	・最小限（夜警国家・残余的補完） ・市場介入の排除・治安維持優先	・積極的介入（ケインズ主義福祉国家） ・公的責任による直接供給・完全雇用	・国家の後退・統制化・規制緩和 ・準市場（Quasi-market）の管理・NPM
福祉供給の主体	・家族・地域共同体・非公式組織 ・民間慈善組織（COS など）	・国家・地方自治体（一元的直接供給） ・中央集権的行政システム	・福祉混合（Welfare Mix）の多元化 ・営利企業・NPO・ボランティア・民営化
利用者（受給者）像	・パウパー（被救済貧民） ・恩恵と管理の対象・権利制約	・権利の主体（市民） ・権利として受給する主権者	・顧客・消費者（Customer） ・契約と自己決定・応益負担
日本の具体的転換点	・恤救規則（1874 年：公助制限・家族責任） ・救護法（1929 年）／戦時厚生行政	・憲法 25 条／旧生活保護法（1946 年） ・国民皆保険皆年金（1961 年）／福祉元年（1973 年）	・臨調行革「日本型福祉社会論」（1980 年代） ・社保審「勧告」（1995 年）／介護保険法（2000 年）

2. 主要先進国（英・米・日）における歴史的発展と制度展開

時代区分	主要構図・時代のイデオロギー	【英】イギリス	【米】アメリカ	【日】日本
【時代区分１】 近代初期〜20 世紀前半 （救貧法から生存権へ）	・市場放任主義と抑圧的救済 ・家族責任・民間慈善の優先 ・産業化に伴う「貧困の発見」	・1601 年 エリザベス救貧法 ・1834 年 新救貧法（劣悪処遇原則） ・COS 活動・ブース／ラウントリー調査	・局所的な民間慈善主導（残余的） ・1933 年 ニューディール政策 ・1935 年 社会保障法（連邦扶助創設）	・1874 年 恤救規則（家族責任・公助制限） ・1929 年 救護法（公的救済の端緒） ・総力戦体制下の戦時厚生行政
【時代区分２】 福祉国家黄金期 （1940s-1970s）	・社会民主主義・ケインズ主義 ・完全雇用＋国家の公的責任 ・社会権・ナショナルミニマム保障	・1942 年 ベヴァリッジ報告（5 大悪克服） ・1946 年 NHS（国民保健）・国民保険法 ・「ゆりかごから墓場まで」の普遍主義	・大社会（Great Society）構想 ・メディケア／メディケイド導入 ※残余的・職域的枠組みを基本保持	・1946 年 憲法 25 条・旧生活保護法 ・1961 年 国民皆保険・皆年金体制成立 ・1973 年 福祉元年（老人医療無料化）
【時代区分３】 1980 年代〜現在 （ネオリベラリズム時代）	・新自由主義・新保守主義 ・国家後退＋準市場（市場化） ・自己責任論とワークフェア	・サッチャリズム（福祉削減・効率化） ・ブレア「第三の道」（積極的福祉・就労支援・ワークフェア）	・レーガノミクス（福祉予算削減） ・1996 年 福祉改革法（TANF：就労義務化・州委任）	・1980 年代 臨調行革（「日本型福祉社会」） ・1995 年 社保審「勧告」（自己責任） ・2000 年 介護保険法（措置から契約へ）

3. 【要点整理】原理と政策を結びつける 3 つの核心的アプローチ

①理念と制度の連動性（原理的視点）

・「劣悪処遇（救貧法）」➔「社会権（憲法 25 条/ベヴァリッジ）」➔「自己責任・効率性（ネオリベラリズム）」への理念シフトが、制度設計（措置から契約へ、公的直接供給から市場化へ）を直接決定づける。
・社会福祉の原理は抽象的観念ではなく、具体的政策の骨格を成す。

②福祉混合（Welfare Mix）の変遷（政策的視点）

・福祉供給の主体が「家族・慈善」から国家による「一元的直接供給（黄金期）」を経て、営利企業や NPO が参入する「準市場・福祉多元化（現代）」へとシフト。
・国家・市場・共同体の役割分担比率の歴史的変動を把握することが政策分析の核心となる。

③利用者像の変容と帰結（実践的視点）

・対象者の捉え方が恩恵的救済の「パウパー（被救済者）」から「社会権を有する市民」、そして自己決定と契約を行う「消費者」へと変容。
・権利保障の確立と、自己責任・市場統制による排除という二面性を客観的に分析することが求められる。

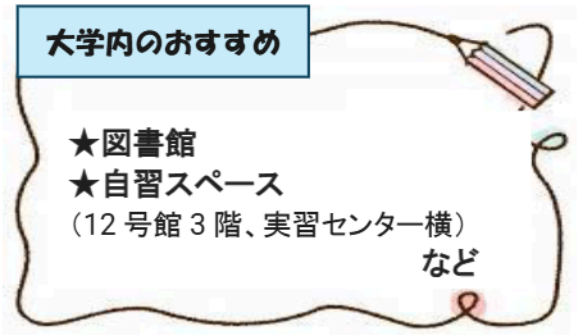
受験勉強に活用できるスペースの紹介

どこで勉強する!?

皆さんは普段、どのような場所で勉強していますか？　集中できないときは、思い切って場所を変えてみるのもおすすめです。やる気が出ないときは、「ひとまず勉強できそうな場所に行ってみる」という方法もあります。自宅の他、お気に入りのカフェや近所の図書館で勉強する、という人もいるでしょう。

他にも、電車に乗っている時間や、お風呂の中など、スキマ時間を上手に使ってみましょう。何度も繰り返し確認することで知識が定着していくはずです。

集中して勉強する時には、美浜キャンパスの図書館や自習スペースがおすすめです。自宅から美浜キャンパスが遠いという人は、名古屋キャンパス（最寄りは鶴舞駅）や、東海キャンパス（最寄りは太田川駅）の図書館に立ち寄ってみても良いですね。受験仲間が勉強をしている様子を見ることで、自分も頑張れる！という人も多いようです。4 年生になると授業が少なくなって投稿回数が減ります。自宅でだらだら過ごしてしまう人は環境を変えて、やる気スイッチを入れましょう。



2026 年度 国家試験受験勉強利用可能教室（日本福祉大学 美浜事務室）

11月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
教室		ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	
	8	9	10	11	12	13	14
教室		ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	
	15	16	17	18	19	20	21
教室		ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	
	22	23	24	25	26	27	28
教室		ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	ゼミ棟A 210~216	
	29	30					
教室		ゼミ棟A 210~216					